学生が新型コロナウイルス感染症にかかった時の対応【板橋・狭山共通】

新型コロナウイルス感染症*と診断された。

新型コロナウイルス対策本部事務局へ連絡する。 03-3961-5226(総務部総務課)

治癒

<u>治癒証明書**</u>を大学ホームページから<u>ダウンロード</u>し、 <u>医療機関で記載</u>してもらう。

(医療機関独自の診断書で作成してもらってもよい)

登校時、治癒証明書を以下に届ける。

【板橋校舎】保健センター保健室:9号館1階

【狭山校舎】狭山保健室:3号棟2階

保健センター保健室、狭山保健室から、 新型コロナウイルス対策本部へ連絡する。 ※新型コロナウイルス感染症は、 指定感染症、学校感染症の第一種 に該当する。

新型コロナウイルス対策本部事務局 (総務部総務課)より、 保健センター保健室、狭山保健室 に連絡する。

[治癒証明書]板橋校舎・狭山校舎共通

https://www.tokyo-

kasei.ac.jp/campus support/facility/health center/campus support/facility/health center/infirmary/infectious.html/2a404d186f1273375ba8a79c118e751b.pdf

<問い合わせ先>

新型コロナウイルス対策本部事務局 TEL 03-3961-5226 (総務部総務課)